

認定看護師養成支援等事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する認定看護師養成支援等事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要領において、補助の対象となる事業は、県内の医療機関等が、その勤務する看護職員の認定看護師の資格取得、特定行為研修の受講及びその勤務する医療関係者の特定行為研修指導者講習会受講を促進する事業とする。ただし、当該資格取得に係る教育課程、当該特定行為研修及び当該特定行為研修指導者講習会については当該年度に修了するものに限るものとする。

(定義)

第3条 この要領において「認定看護師」とは、公益社団法人日本看護協会が公益社団法人日本看護協会認定看護師規程により認定した資格を有する者又はこれと同等の資格を有する者として知事が認めるものをいう。

2 この要領において「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。

3 この要領において「指定研修機関」とは、法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいう。

4 この要領において「特定行為研修指導者講習会」とは、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会として、「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金「診療の補助における特定行為等に係る研修の体制整備に関する研究」)に沿って行われるものをいう。

(交付の目的等)

第4条 補助金の名称、交付の目的、対象経費、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	補助金の対象経費	交付率又は金額	交付の相手方
認定看護師養成支援等事業費補助金	認定看護師の資格取得を促進し、医療提供体制の整備を図る。	認定看護師の資格取得に係る教育課程の受講に要する経費 (1)入学金、授業料(受講料)及び交通費等諸経費 (2)受講期間中の代替職員(派遣を含む。)に係る人件費 ※(2)は、感染管理認定看護	(1)入学金及び授業料(受講料)の2分の1以内及び交通費等諸経費。ただし、1名につき入学金、授業料(受講料)は40万円、交通費等諸経費は10万円を限度とする。 (2)受講期間中の代替職員(派遣を含む。)に係る人件費の2分の1以内。ただし、受講者1名につき100万円を限度とする。	認定看護師の教育機関に職員を派遣する医療機関等

		師の資格を取得する場合に限る。		
特定行為研修の受講を促進し、医療提供体制の整備を図る。	特定行為研修の受講に要する経費 (1) 入講料及び共通科目受講料 (2) 区分別科目受講料 (3) 受講期間中の代替職員(派遣を含む。)に係る人件費 ※(3)は、訪問看護ステーションに限る。	(1) 入講料及び共通科目受講料の2分の1以内。ただし、1名につき20万円を限度とする。 (2) 区分別科目受講料の2分の1以内。ただし、1名につき30万円を限度とする。 (3) 受講期間中の代替職員(派遣を含む。)に係る人件費の2分の1以内。ただし、受講者1名につき100万円を限度とし、共通科目と区分別科目それぞれ50万円を上限とする。	指定研修機関に職員を派遣する医療機関等	
特定行為研修指導者講習会の受講を促進し、医療提供体制の整備を図る。	特定行為研修指導者講習会の受講に要する経費 通信研修及び集合研修受講料	通信研修及び集合研修受講料の2分の1以内。ただし、1名につき3千円を限度とする。	当該年度に特定行為研修の受講に要する経費の補助申請を行い、特定行為研修指導者講習会に職員を派遣する医療機関等	

※ 補助金の対象経費は、当該年度内に要する経費で医療機関等が負担したものに限る。ただし、入学金等の支払期限が当該年度前の期日である場合は、当該年度前に医療機関等が負担した対象経費も補助対象とする。

※ 訪問看護ステーションとは、介護保険法第41条第1項本文の指定を受けた者で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者(同法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。)をいう。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
--------	-------------	----	----	----------------	----	----	------

認定看護 師養成 支援等 事業費 補助金	認定看護師養成支 援等事業費補助金 交付申請書	規則 の別 記様 式第 1	1	1 所要額調書	別記様式第1-1号 別記様式第1-2号 別記様式第1-3号	1	知事が別 に定める 日
				2 事業計画書	別記様式第2-1号 別記様式第2-2号 別記様式第2-3号		
				3 対象経費の支出予定 額調書	別記様式第3-1号 別記様式第3-2号 別記様式第3-3号		

(補助条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業を行う者が前各号に定める条件に違反した場合には、当該補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業（認定看護師の資格取得に係るものに限る。）が完了した場合には、認定看護師認定証の交付の日から2週間以内に、認定看護師養成支援等事業費補助金結果報告書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。なお、補助事業完了後1年以内に交付を受けられない場合は当該補助金の全部を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業（前年度に共通科目の受講に係る補助金の交付を受けた場合における区分別研修の受講に係るものに限る。）が完了した場合には、特定行為研修修了証の交付の日から2週間以内に認定看護師養成支援等事業費補助金結果報告書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。なお、共通科目の受講を修了した年度の翌年度末までに特定行為研修修了証の交付を受けられない場合は、当該共通科目の受講に係る補助金の全部を県に返還しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。

(2) 事業費又は事業量の 30 パーセント以上の変更をすること。

(変更の承認)

第 8 条 第 6 条第 1 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、認定看護師養成支援等事業費補助金変更承認申請書（別記様式第 4 号）に変更の内容及び理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき事業の名称	様式	部数	提出期限	
認定看護師養成支援等事業費補助金	認定看護師養成支援等事業実績報告書	規則の別記様式第 2	1	1 事業費精算書	別記様式第 5-1 号 別記様式第 5-2 号 別記様式第 5-3 号	1	知事が別に定める日	
				2 事業実績報告書	別記様式第 6-1 号 別記様式第 6-2 号 別記様式第 6-3 号			1
				3 対象経費の実支出額調書	別記様式第 7-1 号 別記様式第 7-2 号 別記様式第 7-3 号			1

(補助金の請求)

第 10 条 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
認定看護師養成支援等事業費補助金	認定看護師養成支援等事業費補助金請求書	規則の別記様式第 4	1	1 交付額確定通知書の写し		1	知事が別に定める日

(交付決定の取り消し及び補助金の請求)

第 11 条 次に掲げる事由が発生した場合は、規則第 17 条の規定を準用し、当該補助金の交付の決定を取り消すこととし、規則第 20 条の規定に基づき、期限を定めて、交付した補助金の金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 認定看護師認定証の交付が受けられないとき。
- (2) 特定行為研修修了証の交付が受けられないとき。
- (3) 特定行為研修指導者講習会修了証の交付が受けられないとき。
- (4) その他取り消しの必要があると認める事由が発生したとき。

(加算金及び延滞金)

第12条 前条の規定に基づく交付決定の取り消しにより、補助金の返還が命ぜられたときには、次に掲げる加算金及び延滞金を納付しなければならない。

- (1) 補助金を受領した日（補助金等が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。ただし、前条第1項第1号及び第2号の場合を除くものとする。
- (2) 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) 加算金及び延滞金について、やむをえない事情があると認めるときには、被交付者の申請により、その全部又は一部を免除することがある。

附 則

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から実施する。
- 2 この要領は、平成29年度に限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成27年8月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3(2021)年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年度分の補助金から適用する。